

平成 26 年度第 1 回大阪府環境放射線評価専門委員会 議事録

日時：平成 26 年 8 月 1 日（金） 13：30～14：30

場所：大阪府災害対策本部会議室（新別館北館 1 階）

1. 開会

○事務局：定刻になりましたので、只今より平成 26 年度第 1 回大阪府環境放射線評価専門委員会を開催させていただきます。先生方にはお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

私は、本日の司会を努めさせていただきます危機管理室防災企画課の富田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員 11 名の中 9 名の先生方にご出席いただいておりますので、環境放射線評価専門委員会設置要綱第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本委員会は成立していることを申し添えます。

次に、ご出席いただいております委員の先生方のご紹介ですが、机上に出席者名簿及び配席図をお配りしておりますので、これに代えさせていただきます。

なお、村田委員及び伊藤委員については所要によりご欠席です。

また、本日オブザーバーとしてご出席いただいております高岡所長につきましては、4 月に福井地方放射線モニタリング対策官事務所長にご就任されてから初めてのご出席ですので、紹介させていただきます。

○高岡所長：ご紹介いただきました高岡でございます。福井の事務所の管轄は西日本で、私の担当は近畿地方と北陸地方でございます。

この 4 月までは福島地方放射線モニタリング対策官として現場に出ていましたが、今後は緊急時モニタリングを含めた形でいろいろな所でお世話になりますがよろしくお願いいたします。

○事務局：その他、事務局として関係職員が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。それでは開会にあたりまして、危機管理室防災企画課長の谷口よりご挨拶申し上げます。

○事務局：危機管理室防災企画課長の谷口でございます。委員の先生方にはお忙しい中、

本委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

さて、本年5月に大飯原発差し止め請求に関する判決が出され、また7月には川内原発の再稼働が事実上容認されたことが大きく報道されるなど、原子力の安全性に関する住民の関心は一層高まっています。

府内の原子力施設においても、新規規制基準への適合確認の申請中、あるいは新規規制基準への対応について原子力規制庁と調整中とお聞きしています。

原子力施設の安全確保には、事業者をはじめ、関係機関が対策を講じることはもとより、平常時における環境放射線の監視を適切に実施する必要があると認識しています。

こうした観点から、本府におきましても、各原子力施設周辺の環境放射線を監視し、その結果を公表しているところです。

本委員会では、監視結果の公表にあたりまして、委員の先生方に専門的知見からご指導、ご助言をいただくこととしており、本日は、平成25年度の監視結果についてご指導をいただきたいと存じます。

委員の先生方には、どうか忌憚のないご意見をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局：それでは、配付資料の確認をさせていただきます。机上にお配りしていますが、本日の「次第」、「出席者名簿」、「配席図」、資料1として「環境放射線監視結果報告書 平成25年度 年報（案）」、参考資料1として「府内各原子力事業所の平成25年度放射線管理等報告書」、参考資料2として「平成25年度第2回大阪府環境放射線評価専門委員会議事録」でございます。

それでは、これからの議事は山澤委員長にお願いしたいと思っておりますので、山澤委員長よろしく願いいたします。

2. 議事

(1) 「大阪府環境放射線監視結果報告書 平成25年度 年報（案）」について

○山澤委員長：それでは次第に従いまして議事を進めてまいります。まず、議題1として「大阪府環境放射線監視結果報告書 平成25年度年報（案）」について事務局よりご説明いただきます。

○事務局：危機管理室の岸田です。本日は、大阪府の平成 25 年度監視結果について説明させていただいた後、府内原子力事業所の平成 25 年度監視結果の概要について説明させていただきます。

では、本府の監視結果のうち、空間線量率の結果から説明させていただきます。まず、空間線量率の月間平均値の推移をお示しします。ご覧のとおり、熊取町、泉佐野市、東大阪市の 3 地域において、1 年を通じて月間平均値はほぼ一定という結果が得られました。

次に、各月の 1 時間値の最大値の推移を地域ごとにお示しします。最大値は概ね 60nGy/h から 80nGy/h の間で推移しており、問題となるレベルではないと言えます。

次に、1 時間値が平常の変動幅の上限値を超過した件数を地域ごとにお示しします。平常の変動幅の上限値は概ね 50nGy/h から 70nGy/h 程度で、ご覧の通り、ほとんどの月で上限を超えていました。詳細については、報告書の 17 ページから 19 ページをご覧ください。ただ、レベルが上昇したときには降雨が観測されていました。考察については「空間線量率の増加は降雨による自然放射線レベルの変動が原因である。」としています。更に、前回の報告書と同様、表の下の注釈に上限値を上回った原因を記載しています。

次に、1 時間値が下限値を下回った件数を地域ごとにお示しします。熊取町と泉佐野市地域では下限値を下回ったことはありませんでした。東大阪市地域では、前回の委員会において 9 月の件数が 304 件であるをご報告させていただきましたが、10 月は 471 件、11 月は 141 件でした。これについては、前回の委員会でご審議いただきましたが、平成 23 年度末に検出器を更新した時に数値が減少し、更に昨年夏頃から数値が僅かに減少したことが原因であると考えられます。しかし、11 月中旬に校正点検を行いましたので、11 月中旬以降に下限値を下回ることはありませんでした。ちなみに、校正点検の前後に検出器の指示誤差を確認しましたが、調整前においても JIS の許容範囲であったため、9 月、10 月、11 月の測定値自体に問題はないと言えます。前回と同様、表の下に下限値を下回った主な要因を記載しています。

積算線量と中性子線量率については、特に問題はございませんでしたので、説明は省略させていただきます。

次に、環境試料の測定結果についてご説明いたします。大気浮遊じんのうち、全 α ・全 β 放射能濃度について、まず、3 地点のモニタリングステーションにおける月間平均値の推移をお示しします。ご覧の通り、各地点とも若干の変動が認められますが、特に問題のあるレベルではないと思われるので、考察については「若干の変動が認

められるが自然放射能レベルの変動の範囲内である。」としています。

次に、6時間値の最大値の推移を地点別にお示しします。東大阪市では4月や11月に濃度がやや増加していますが、問題となるレベルではないと考えています。

次に、6時間値が平常の変動幅を外れた件数を上の表に示しています。各地点とも年間12件から36件の超過件数が認められました。下の表には全 α 及び全 β 放射能濃度の相関係数と比を示しています。ご覧の通り、全 α と全 β には良好な相関関係が認められ、且つ β/α 比については大きな変動は認められませんでした。以上より、平常の変動幅を外れた要因については、原子力施設の影響によるものではなく、自然放射能レベルが気象要因により変動したものであると考えられます。以上より、考察については「気象要因（風速等）による自然放射能レベル内の変動である。」としています。

続いて、大気浮遊じん中のセシウムの測定結果について説明いたします。平成25年度の結果を過去の結果と併せてお示しします。ご覧のとおり、平成24年度の秋までセシウム137が検出されていましたが、平成24年度の冬以降は検出下限値未満でした。考察については「セシウム137等の人工核種は検出されませんでした。」としています。

次に、排水及び底質中の全 β 放射能濃度の結果についてご説明させていただきます。排水の結果については、3地点ともに上半期及び下半期において平常の変動幅の範囲内でしたので、特に問題はないと考えられます。

底質については、熊取町の兩山川の測定値は、上半期及び下半期において平常の変動幅の範囲内でした。しかし、近大原研前マンホールの測定値については、上半期は平常の変動幅の範囲内でしたが、下半期の測定値は上限値を超過していました。この超過要因について、事務局において検証しました。まず、一つ目の原子力施設の影響については、近畿大学原子力研究所の監視結果に異常は認められなかったことと、府の他の監視結果、すなわち空間線量率や大気浮遊じんの測定結果等にも異常は認められなかったことから、原子力施設の異常によるものではないと思われま。二点目の統計的な評価については、環境試料の平常の変動幅は最小値から最大値に設定していますが、測定値を過去10年間の平均値に標準偏差の3倍を加えた値と比較しました。ご覧の通り、平均値+3 σ は850 Bq/kg（乾）となり、測定値と同じ値となりました。このことから、測定値は自然放射線レベルであると言えると考えられます。以上より、考察については「原子力施設が実施した排気口、排水口における放射性物質の測定値及び本府の他の測定値が非常に低水準であったことから、原子力施設の異常によるものではないと言えます。近大原研前マンホールの測定値は、統計的手法により評価し

たところ、他の試料と同様、自然放射線レベルであると考えられます。」としています。ちなみに、平均値＋3σの値は報告書の29ページに記載しています。

次に、土壌、排水、底質中の測定結果についてご説明させていただきます。

平成25年度の土壌の測定結果を過去の測定結果と併せてお示しします。昨年4月と10月に採取した試料の測定結果は、過去の測定値と同レベルでした。次に排水です。ご覧の通り、4月に京大原子炉実験所の試料から極微量のセシウム137が検出されましたが、10月はどの地点からも検出されませんでした。続いて底質です。ご覧のとおり、熊取町の雨山川において、昨年4月と10月にセシウム137が検出されましたが、濃度レベルは過去と同じく非常に低レベルでした。以上より、γ線放出核種濃度の考察については「検出されたセシウム137の濃度レベルは平常の変動幅の範囲内で非常に低いことから、主に過去の核実験の影響が残っているものと考えられます。」としています。

府の監視結果の最後として、陸水中トリチウムと底質中ウランの測定結果をお示しします。特に問題なく、考察についてもご覧のとおりとさせていただきます。この他、天然核種であるカリウム40やベリリウム7の測定結果については、全て平常の変動幅の範囲内でした。

続いて、府内原子力事業所の監視結果の概要について、簡単に私から説明させていただきます。各原子力事業所の監視結果は参考資料1に添付させていただいていますので、後ほどご覧いただければと思います。

まず、京都大学原子炉実験所の監視結果をお示しします。平均値については、排気口、排水口ともに、どの物質も検出されませんでした。最大値については、排気口、排水口ともにほとんどの物質が検出されませんでした。排気口からヨウ素131及びアルゴン41が、排水口からトリチウムが極微量ですが検出されました。ちなみに、一部排気口については、昨年10月から12月にかけて排風機とスタックの更新工事が行われていたため測定は行われなかったとお聞きしています。詳細については、後ほど委員からご説明いただきたいと思います。

次に、近畿大学原子力研究所の測定結果をお示しします。平均値については、排気口からは全α、全βともに検出されませんでした。排水口からは極微量の全βが検出されました。最大値については、排気のダストからは極微量の全βが、排水口からも極微量の全βが検出されました。こちらについても、10月から12月にかけて、排水の測定は実施されていなかったとお聞きしています。

最後に、原子燃料工業(株)の測定結果をお示しします。ご覧のとおり、排気口、排

水口ともに検出限界値未満となっております。

以上の結果から、報告書の2ページに記載していますが、監視結果の概要として、ご覧のとおり取りまとめさせていただきました。

監視結果の説明は以上です。

続いて、報告書に関するその他の変更点について簡単にご説明させていただきます。

まず3ページをお願いします。一番上の表をご覧いただきたいのですが、この表のように、監視時期に関する情報がないものについては、監視年度を表に追加しました。

次に7ページをお願いします。平常の変動幅について、統計的手法により算定するものと、環境試料のように最小値から最大値までの範囲に設定するものの説明書きを修正しました。あと、6ページに記載している「過去の測定値」の説明書きを追加しました。

次に12ページをお願いします。注釈で「過去10年間」の範囲を明記したのと、「変動幅超過件数」の説明を修正しました。

最後に17ページをお願いします。このページのように、今までカラーで印刷していたものについては、ホームページでは今までどおりカラーで掲載しますが、報告書の冊子には白黒で印刷ものを掲載したいと考えています。なお、下の注釈の「赤」と「青」については、白黒の冊子では削除したいと考えています。

説明は以上です。

○山澤委員長：ありがとうございました。それでは、今の事務局からの説明について委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、その前に、本日ご欠席の村田委員からご意見を頂いていますので、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○事務局：村田委員からご意見をお預かりしていますので、そのまま読み上げさせていただきます。

平常の変動幅の算定に用いるデータについて意見を述べさせていただきます。平常の変動幅の下限値を下回った件数が秋頃に急増した件について、校正点検直前の指示誤差がJISの許容範囲内であったことから、問題がないことは理解できます。しかし、件数が多すぎて非常に目立ちますし、一般の人が見ても理解することは難しいと思います。また、反対に、測定値が平常の変動幅の上限値を超過するようなことが頻繁に起これば、問題は簡単には片づけられないと思います。原因は、検出器更新以前のデ

ータを用いているためであることがはっきりしていますから、平常の変動幅の算定に用いるデータを、過去 10 年間のデータにこだわらず、検出器更新後のデータに限定して算定し直すべきであると思います。

以上です。

○山澤委員長：ありがとうございました。ごもっともな意見であるとは思いますが、難しい問題も含んでいると思います。報告書の 3 ページに記載の超過件数については、事実としてそのまま記載するしかないと思いますが、村田委員からのご提案のとおり、検出器を更新した後のデータを使って平常の変動幅を算定するとなると、新しい検出器で測定をし始めてからわずか 1 年程しか経過しておらず、統計的評価を行うにはデータ数が少ないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局：検出器を更新してから約 2 年になります。データ数としては、1 時間値は 1 日 24 個なので、2 年間で約 17,500 個になりますので、統計的評価をするのに十分であると考えます。

○山澤委員長：平常の変動幅は、普通は過去 10 年間程度の監視結果を使うわけですが、今後は測定器更新後の監視結果を使ってはどうかというご意見ですが、いかがでしょうか。多少期間が短くなるので、変動幅は少し狭い目になると思いますので、上限値を超過するデータも若干増加するような気もしますが。

○高橋委員：原因が明らかなので、超過件数が少なくなる方が良いと思います。なお、今回の報告書の案では、下限値を下回っている原因として検出器更新によるものと書かれていますが、検出器を更新することによりなぜ下限値を下回る件数が急増したのかということがこの報告書から理解できるようにしておかないと、村田委員のご指摘のとおり変更するとなると、なぜこの時期に変更したのかという話が出てくると考えられます。

従って、今回の報告書に、平常の変動幅を過去 10 年間の監視結果を使って算定していることや、下限値を下回った件数が急増した原因についてきちんと説明しておいた上で、次回の報告書から変更された方が良いのではないかと思います。

○山澤委員長：ありがとうございます。村田委員からのご指摘は 2 点あって、一つは新

しいデータを使った方が良いのではないかということと、もう一つは今回の報告書で変動幅の超過が目立っているからきちんと考える必要があるのではないかということだと思います。後者については、先ほど高橋委員から報告書に注意書き等を追加することで対応した方が良いとのご指摘がありました。いかがでしょうか。

○**島本委員**：上限値を上回るというものは、住民の方からすると、環境的に見て危険と感じると思いますが、下限値を下回っていても、あまり心配されないと思います。しかし、そもそも機器自体の異常に起因している可能性も考えられるため、きちんと説明を入れるべきだと思います。

○**山澤委員**：ありがとうございます。報告書の中でしっかりと記載した方が良いということだと思いますが、その場合、どこに記載することになるのでしょうか。

○**事務局**：3ページから6ページは、報告書の構成からすると結果の概要になりますので、専門的な注釈となると、文面については後ほどご相談させていただくことになると思いますが、16ページに記載する方向で検討させていただきたいと思います。

○**高橋委員**：3ページの「検出器の更新による」というのが15ページ及び16ページの部分を引用していますので、それでよろしいと思います。

○**島本委員**：高橋委員と同じ意見です。

○**山澤委員長**：それでは16ページに注釈を入れていただき、文言についてはご相談いただくということよろしいでしょうか。

○**高岡所長**：オブザーバーの席からすみません。2点ありまして、今の説明で下限値を下回った原因については検出器の更新によるものと言で片付けておられますが、検出器を更新してから2年くらい経過しているのに、なぜこの時期に下限値を下回った件数が急増したのかを技術的に説明しないといけないと思います。もう一つは、報告書の3ページに11月の下限値を超えた件数は141件となっていますが、スライドの説明では142件となっていました。どちらが正しいのですか。

○山澤委員長：ありがとうございます。前者については、この時期に下限値を下回るデータが急増した理由が分かるようにすべきとのご指摘だったかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局：下限値を下回ったのは検出器の調子が悪くなったためですので、先ほど申し上げましたが、文面については後ほどご相談させていただきます。

○山澤委員長：次に、後者のご指摘で、報告書に記載の件数が141件で、先ほどのスライドでは142件になっていましたが、どちらが正しいのでしょうか。

○事務局：正しくは141件です。ちなみに、142件という数字は報告書の16ページに出っていますが、これは下限値を下回った141件と、上限値を上回った1件の合計値になります。

○久保委員：先ほどの事務局の説明で、底質中全 β 濃度が平常の変動幅の上限値を超過したのについて、自然放射能レベルであると言い切ったと思いますが、測定値が平均 $\pm 3\sigma$ の範囲内にあるといっても、これはあくまで帰無仮説が棄却されたというだけなので、説明の仕方には注意された方がいいと思います。

○事務局：今後は注意したいと思います。

○青野委員：6ページの表I-8や表I-9では、数値の統計誤差が \pm で示されていますが、表I-7については、測定値が平常の変動幅の上限値より高いということは示されていますが、測定値等の測定誤差を示すことで、測定値が平常の変動幅の範囲内に入ることを示すことができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局：確かに、本報告書では全 β については統計誤差を示していませんが、これは文部科学省の放射線測定シリーズのマニュアルの記載に従っているためです。つまり、全 β の測定では、試料とカリウム比較試料の自己吸収の差により生じる誤差が大きいため、統計誤差を付記するのは適当ではないと記載されています。ちなみに近大原研前マンホールの測定値の測定誤差は $\pm 50\text{Bq/kg}$ （乾）で、これを考慮しても平常の変動幅を超えていました。

○山澤委員長：データを見る上で誤差は有益な情報であると思いますが、全 β 放射能濃度の表記はマニュアルに従っているということなので、いかがでしょうか。

○青野委員：マニュアルに従っているということであれば、このままで結構だと思います。

○山澤委員長：5ページの「②全 α ・全 β 放射能濃度（6時間減衰後の値）の変動状況」については、減衰させた時間が示されていますが、空間線量率や中性子線量率では1時間平均値という扱いがされていて、違う趣旨の時間が並んでいて、一貫性がないという気がしますが、この点について事務局ではどのようにお考えでしょうか。

○事務局：ご指摘のとおり、中性子や空間線量率に関しましては1時間値ということで、測定時間が分かる情報が載っています。それに対して、全 α ・全 β に関しては、捕集時間ではなく、捕集後に減衰させた時間を記載していますので、委員長のご指摘のとおり意味合いが違うのですが、他府県の報告書を見ても、良い記載例が無く、事務局として判断しかねており、先生方からアドバイスをいただきたいと考えています。

○山澤委員長：48ページに測定方法の概略説明が載っていますが、ここには連続捕集時間が6時間であることが示されていますが、減衰時間は示されていません。そこで、「6時間捕集・6時間減衰」という記載にすれば問題ないと思いますが、いかがでしょうか。特にご異論がなければそのような書き方に変更していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局：分かりました。そのように変更させていただきます。

○山澤委員長：それでは、先ほど事務局から簡単にご説明がありましたが、各原子力事業所で実施された監視結果について、委員の先生方にご説明いただきたいと思います。それでは、高橋委員からご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○高橋委員：京都大学原子炉実験所の平成25年度放射線管理等報告書の上半期分と下半期分につきましては、参考資料1の1ページから8ページに掲載していただい

ます。若干の放射性物質の放出がございますが、大きく問題となるような放射性物質の放出は、排気口、排水口ともに認められておりません。なお、先ほど事務局から説明がありましたが、KUR につきましては、第3四半期の10月から12月にスタック及び排気設備を更新しており、測定が行われていなかったというよりも、排気そのものがこの期間は無かったということになります。以上です。

○山澤委員長：ありがとうございました。続いて島本委員、よろしくお願いします。

○島本委員：原子燃料工業(株)については、参考資料1の13ページから16ページに上期分と下期分が掲載されております。排水口が2つありますが、両方とも検出限界値未満となっております。検出限界値は14ページと16ページに記載していますが、測定値はこの限界値を下回っているということになります。以上です。

○山澤委員：ありがとうございます。今のご説明についてご質問等がございますか。

○高橋委員：京都大学の報告書の最後の部分に KUCA の記載がありますが、下半期分から記載方法を変更しております。上半期については、従来どおり「算定値は無い。」と記載していましたが、下半期の書類を提出した際、原子力規制委員会から濃度限度を下回っていることを明確に示すようご指摘がありましたので、「希釈割合 1×10^{-3} を考慮すると 1.3×10^{-5} Bq/cm³ 未満となり濃度限度を下回っている。」と記載方法を変更していることを申し添えます。

○山澤委員：ありがとうございました。今の点も含めて何かご指摘はありますか。

○高岡所長：KUR と KUCA のヨウ素 131 の測定についてですが、具体的にどのような測定をされているのでしょうか。もう一つは、上半期における KUR スタックのヨウ素 131 の最高値が 7×10^{-9} Bq/cm³ で、指針の上限値とイコールになっていますが、どのように解釈すればよいのか教えてください。

○高橋委員：核種別の測定については、運転時のある期間にサンプリングを行い測定しています。揮発性物質と粒子状物質のサンプリングを行い、測定を行っています。上半期には最高値がちょうど 7×10^{-9} Bq/cm³ となっており、平均値はそれを下回ってい

るということになります。KURの測定結果についてはこのようになっていますが、KUCAにつきましては、出力が低く、使用実績等に基づいて下限濃度を下回っているとの評価を行っています。

○高岡所長：リアルタイムでヨウ素 131 を連続測定できる機器は無いはずですので、測定に関してはヨウ素 131 を活性炭等に捕集したものを測定するというような理解でよろしいでしょうか。

○高橋委員：ガス濃度とダスト濃度の測定はリアルタイムで行っておりますが、核種別の濃度は活性炭等にサンプリングしたものを測定しています。

○山澤委員長：それでは、先ほどの監視結果報告書の案も含めて、コメントがあればよろしくをお願いします。

○山澤委員長：監視結果報告書とは直接は関係ないのですが、空間線量率の測定値あるいは大気浮遊じんの測定値は報告書を見れば分かりますが、実際に監視をしているモニタリングステーション等の周辺環境がどのようになっているのか、写真等があれば見せていただきたいと思います。その理由は、空間線量率は降雨時に上昇することは報告書から分かりますが、その上がり方については、検出器が木の下にあると大きくなり、開けたところにあるとそうでもない、更に都市部で雨が流れやすい所にあるとあまり上がらないなどの特徴が、他の地域ではっきりと表れています。従って、自然現象でこれだけ上がっているということをしっかり把握しておくという意味でも、付近の環境を把握して議論した方が良いと思いますので、次回の委員会等でそのような資料も併せて見せていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局：了解しました。それでは次回の委員会の時に、どのようなところにモニタリングステーション、モニタリングポストがあるのかを写真で見ただけのよう準備したいと思います。

○山澤委員長：福島県、茨城県のガンマ線波高分布の解析をさせていただいているのですが、近くに木があるのと無いのとでは空間線量率がずいぶん違いますので、モニタリングステーション等の立地状況をあらかじめ把握しておくことは重要である

と思いますので、よろしく願いいたします。

○山澤委員長：それでは、いくつか修正点があったと思いますので、事務局からまとめをしていただけますでしょうか。

○事務局：まず、報告書の修正が必要と思われる点について要約します。1点目は、空間線量率の平常の変動幅の算定に用いるデータについて、次回から検出器更新後のデータを用いるが、今回は、平常の変動幅の下限値を下回った要因を状況が分かるように16ページの注釈にきちんと記載すべきというご指摘で、2点目は、全 α ・全 β 放射能濃度の記載を測定時間と減衰時間がわかるような形、すなわち「6時間捕集・6時間減衰後の値」と修正すべきとのご指摘をいただきました。

この他、報告書とは直接関係はありませんが、モニタリングステーションとモニタリングポストの周辺状況が分かるように、写真等で資料を準備してほしいと委員長からご依頼がありました。

以上です。

○山澤委員長：修正につきましては、少し文言等を考える必要があるということで、事務局で案を考えていただき、委員長預かりとさせていただきます。委員の皆様にご相談しなければならぬということがあれば、私の方から先生方へご相談させていただきますと思います。

(2) その他

○山澤委員長：それでは議題1についてはこれで終わりということで、議題2のその他について事務局から何かございますか。

○事務局：報告事項等は特にございません。

○藤堂委員長代理：39ページと40ページの写真と、53ページと54ページの地図は両方とも監視地点を掲載したもので、内容的には同じものだと思いますので、例えば53ページと54ページに一本化するなど、一つにまとめてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○山澤委員長：両方とも地図としては同じ情報なので、片方で十分ではないかというご意見ですが、いかがでしょうか。

○事務局：ご指摘の点につきましては、元々39ページと40ページは監視結果報告書に掲載していたもので、53ページと54ページは監視計画書に掲載していたものですが、前回の委員会で監視結果報告書と監視計画書を一つに取りまとめたため、同じような資料が一つの報告書に存在しています。前回、地図までは整理しきれなかったもので、藤堂委員長代理からご指摘いただいたように整理しても良いかと思いますが、いかがでしょうか。

○山澤委員長：写真が見やすいのか、地図が見やすいのかは、見る方が見る際にどのような見方をされるのかに因ると思いますが。

○事務局：事務局としては、監視計画書の中身は変えにくいと考えますが、39ページと40ページの写真と、53ページと54ページの地図のどちらがいいのかということを経理局で決めるのは難しいと思いますので、ご議論いただきたいと思います。

○山澤委員長：航空写真が新しいものではないとお聞きしていますが、いかがでしょうか。

○事務局：おっしゃるとおりで、この航空写真は、委員会が始まった平成14年度から使用しているもので、状況は変わっていると思います。

○山澤委員長：そうしますと、この報告書の地図を使う場合、編集の手間が掛かるのでしょうか。

○事務局：それほど時間は掛からないと思います。

○山澤委員長：それでは計画書の地図を更新していただき、報告書の写真は省略する方向で修正作業を進めていただければと思います。

○久保委員：39ページと40ページの写真には地点番号に地点名が付記されていますが、

53 ページと 54 ページの地図には地点名が書かれていませんので、地図を残すのであれば、地点名を入れていただくと見やすいと思います。

○事務局：それでは、地図は新しいものが手に入りますので、久保委員のご指摘を踏まえて修正させていただくと、39 ページと 40 ページに各地点の監視結果のグラフがありますが、これにつきましては 57 ページ以降に各地点の平均値の経月変化を示すグラフがありますので、そこに年平均値を入れるということによろしいでしょうか。

○山澤委員長：はい、お願いいたします。それでは、議題 1、議題 2 は終了となります。マイクを事務局にお返しします。

3. 閉会

○事務局：山澤委員長ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、課長の谷口から挨拶させていただきます。

○事務局：委員の先生方、熱心なご議論ありがとうございました。本日いただきました貴重なご意見につきましては、事務局で修正させていただいたうえで、委員長にお諮りしまして公表という形にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。大阪府といたしましては、引き続き環境放射線監視事業をすることにより府民の安全安心に努めてまいりたいと思っております。委員の先生方には、今後ともご指導、ご助言お願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局：以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。なお、例年次の委員会については 1 月下旬に開催していますが、少し時期を早めたいと考えております。つきましては、少し早めに日程調整させていただきますので、その折はよろしくお願いいたします。

以上